

9月定例教育委員会議事録

1 日 時 令和元年9月24日（火）午前10時00分から

2 場 所 宗像市役所 本館3階 第301会議室

3 出席委員 委員 宮司 葉子
委員 石丸 哲史
委員 釜瀬 計
委員 大庭 多美枝
教育長 高宮 史郎

4 その他の出席者 教育子ども部長瀧口健治、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長中野万由美、教育子ども部主幹指導主事安河内友美、教育政策課長中野道子、教育政策課指導主事毛利拓也、教育政策課指導主事村上暢崇、教育政策課指導主事出光洋文、学校管理課長山倉昌俊、子ども育成課長本田和徳、図書課長織戸由美子、子ども支援課高倉庸輔、文化スポーツ課長八木直行、子ども育成課グローバル人材育成係長船越健樹、子ども育成課幼児教育係長瀧口啓太郎、教育政策課政策係長福永貴志、教育政策課政策係主事鈴木夕貴
※傍聴 なし

5 （8/20定例）議事録の承認 《承認》

6 議案

① 議案第24号 宗像市私立幼稚園副食費に係る補足給付事業補助金交付要綱の制定について《承認》

【高宮教育長】議案第24号宗像市私立幼稚園副食費に係る補足給付事業補助金交付要綱の制定について事務局から説明をお願いします。

【子ども育成課長】議案第24号宗像市私立幼稚園副食費に係る補足給付事業補助金交付要綱の制定について説明します。関連しますので報告事項1も続けて説明させていただきます。説明は担当係長が行いますので、よろしくをお願いします。

【子ども育成課幼児教育係長】まず、10ページをご覧くださいませでしょうか。10月から幼児教育・保育の無償化制度が始まります。この制度におきまして、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもに対しての無償化だけでなく、幼稚園の預かり保育、あるいは認可

外保育施設等を利用する子どもについても、3歳から5歳までの子どもの保育料が無償化され、併せて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての保育料が無償化されるというのが大きな制度の概要でございます。12ページをご覧ください。今回制定させていただき要綱及び改正させていただき規則についてですが、これまで副食費を含む形で保育料を市が支払いを受けておりましたけれども、これからの無償化後につきましては、保育料自体は原則無償化になるのですが、副食費につきましては、実費徴収という形で保護者の方に負担して頂く形に変更になりました。つきましては、無償化後は副食費と主食費を合わせた形で施設に支払っていただくこととなります。今回改正させていただき内容は、まず、点線で囲んである無償化の部分でございます。これが報告で挙げさせてもらっている規則の一部改正の部分ですが、認定こども園の教育利用分を含む認定こども園、保育所の無償化の対応の部分で宗像市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の一部改正という形で挙げさせてもらっています。もう一点が要綱の制定についてですが、副食費が実費徴収化されるということで、一律ご負担いただきますが、今まで保育料の中で負担して頂いた時には低所得のご家庭や第3子の方というのは保育料が0になるという形で副食費相当分を免除しておりましたので、その免除の対応を引き続きできるように、幼稚園については補助対応ということにされておりますので改めて補助要綱を作りまして、年収360万円未満世帯のお子さんあるいは小学校3年生までの中で第3子以降のお子さんについては宗像市私立幼稚園副食費に係る補足給付事業補助金交付要綱を制定いたしまして、実費分を改めて無償化する対応をさせていただきます。要綱の内容については13ページ第3条をご覧ください。補助金の額については園児1人当たりの補助金額として月額4,500を限度としてお支払いさせていただきます。これは保育園や認定こども園の給付額と一致させた金額となっております。内容としましては、世帯の市町村民税所得割合合算額が77,101円未満、いわゆる年収360万円未満世帯と小学校第3学年終了前の子どもを第1子として算定した、第3子以降の園児ということになります。併せて資料4の宗像市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の一部改正についてもご説明させていただきます。今まで所得に応じて利用者負担を設定しておりましたが、1号認定、いわゆる3歳から5歳までの教育利用ということになりまして、認定こども園の幼稚園枠ということになりますが、そのお子さんについては料金が一律改正後は0になります。そして、3歳以上の保育認定2号認定といわれるお子さんについても料金が全て0となります。左下ですけれども3歳未満の保育認定、これは但し書きの中で、非課税世帯に限るという記載があるのですが、B階層非課税世帯のお子さんについては料金が0という改正でございます。説明は以上です。

【高宮教育長】はい。それでは何かご質問、ご意見はございませんか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】議案第24号についてご承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】はい。（挙手）

【高宮教育長】全員賛成で議案第24号は承認されました。

② 議案第25号 令和元年度（平成30年度事業）宗像市教育委員会事業報告書について
《承認》

【高宮教育長】議案第25号令和元年度（平成30年度事業）宗像市教育委員会事業報告書について事務局からお願いします。

【教育政策課長】議案第25号令和元年度（平成30年度事業）宗像市教育委員会事業報告書について説明します。15ページ資料3をご覧ください。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会事業報告について議会に提出するとともに公表するにあたり教育委員会で承認をいただくため付議するものがございます。16ページをご覧ください。点検及び評価から報告書作成までの流れを示しています。まず教育委員会事務局で施策・事務事業について、平成30年度の実施事業の自己評価をしております。この自己評価つまり内部評価について市長部局が組織する総合計画等推進委員会で客観的な視点で点検してもらうとともに課題等の提言をいただきました。そしてそれを踏まえて、教育委員会事務局で評価結果と対応方針を作成いたしました。これらの点検評価について、客観性を確保する観点から、教育に関する学識経験を有する方からのご意見を頂き、報告書（案）を作成しております。そして最終的に教育委員会でご承認の上、報告書の決定という流れになっております。

では別添資料の宗像市教育委員会事業報告書（案）をご覧ください。3ページから10ページまでは平成30年度の教育委員会の活動についての報告でございます。審議案件、協議案件、報告案件等を一覧にして示しております。

11ページからは点検及び評価についてです。今年度、対象となった施策は、教育環境の充実、互いに尊重し協力しあう社会の充実、スポーツの多面活用の3施策となっております。13ページからは先程の3施策の施策毎の取組方針と実績をまとめており、表の最後に総合計画等推進委員会のご意見を掲載しております。具体的に内容を見て参ります。13ページにお戻りください。13ページは教育環境の充実に関する施策についてです。この施策につきましては、学校図書館機能の充実、よりよい学校給食の推進、学校施設の充実、教育相談体制の充実という区分で取組を行い、その実績としまして、14ページ15ページに事務事業ごとの実績を示しております。そしてこれに対し、総合計画等推進委員会からの意見を15ページの下に示しております。地場産業の活用について更なる取組が必要ではないか、離島は図書との関わりにハンディキャップがあるため、読書活動に対する支援を続けて欲しい、不登校になった子どもたちを学校に戻すことだけが正解ではないと思うので、それぞれに合ったケアを行っていただきたい、特別支援を必要とする子どもが不登校になるケースが増加しているため、特別支援教育を充実させるような支援体制に取り組んでいただきたい等のご意見を頂いております。同様に16ページからは、互いに尊重し協力しあう社会の充実の施策について、人権の尊重、男女共同参画の推進の区分で取り組み、総合計画等推進委員会からは人権に対する意識が時代と共に変わってきてお

り、世代によって考え方も異なるため、市として、世代を超えたニーズに応える新しい施策を考えてみてはどうか等のご意見を頂いております。そして、17ページからは、スポーツの多面活用に関する施策について、スポーツ、運動を通じた健康づくり、地域活動の増進、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、地域スポーツ環境の整備、スポーツ観光の推進の区分で取り組み、総合計画等推進委員会からは、スポーツボランティアについて、イベントでの活動だけでなく、部活動指導員や学校現場等での活用など、日常的にできるものに力を入れ、ボランティアに関わる機会を増やしていく取組をしてはどうか、障がいを持っている人と健常者がともにスポーツに取り組む機会を設けてはどうか等のご意見を頂いております。

20ページからは総合計画等推進委員会からの意見を踏まえ、教育委員会で最終的な評価結果及び今後の対応方針を示しています。教育環境の充実については現行どおりとし、実施する事務事業について、学校適応指導教室運営事業において、家庭訪問相談員派遣事業を拡充することとしております。具体的な取組としましては、学校や適応指導教室に通うことのできない不登校状態、特に引きこもりがちな傾向の児童・生徒に対し、福岡教育大学と連携して支援を行うことや入室希望者の増加や、保護者の様々なニーズに対応するため、指導員の雇用形態を見直すなどして体制の強化を図ることとしております。他の施策につきましては、現行どおり実施することとしております。

24ページからは教育に関し学識経験を有する方の意見として、福岡教育大学の脇田教授からご意見を頂きました。各施策の取組についてはおおむね良い評価を頂いており、さらに今後の取組への提言を頂いております。大きなものをいくつかご紹介させていただきます。教育相談体制の充実においては、児童・生徒が安心して学べる教育環境を充実させるためにも、教育相談機能の充実と併せて、学校や学級の児童・生徒が自らより良い人間関係を築く教育活動の充実にも取り組んでいくことが必要であること、また、より良い学校給食の充実においては、宗像市が推進している小中一貫教育の視点から、9年間で学ぶ食育の内容を食育の視点から整理し、一貫して食に関する指導を充実させることができるようにしていくことも肝要であること、学校適応指導教室運営事業の充実においては、各学校において、適応指導教室との連携を密にするとともに、児童・生徒相互、児童・生徒と教師の信頼関係をより良いものにする取組についても積極的に推進して行くことが求められることがあげられています。また、男女共同参画の推進におきましては、児童・生徒にも本市の取組を紹介し、男女が助け合ってより良い社会を形成する教育活動を充実させていくことが求められること、スポーツサポートセンター運営事業の推進におきましては、生涯において積極的にスポーツに親しもうとする態度は、小学校段階からの楽しい体育の授業や体育的な活動の体験が大いに影響することを考えると、大学の教員を招いた小学校体育科の授業の質の向上につながる取り組みも大いに期待できること、また、市民スポーツ活動推進事業については、スポーツ推進委員の取組は、市民のスポーツ参加機会のさらなる拡充や内容の充実、コミュニティ単位でのスポーツ活動の活発化に繋がるが大いに期待される、等のご意見を頂いております。

以上長くなりましたが、平成30年度事業の教育委員会事業報告書案の概要でございます。ご承認にあたり、ご審議頂きますようお願いいたします。

【高宮教育長】はい。それでは何かご質問、ご意見はございませんか。

【石丸委員】教育委員会の権限に属する事務及び教育長の権限に属する事務の評価についても本市の場合は、市長部局が設置する総合計画等推進委員会が点検評価するということですね。今回の内容を見ますと、点検評価の妥当性や事業に関する改善点等に関して意見を頂いているということですが、地教行法の第26条の趣旨は、教育委員会が点検評価を独自に行う上では専門性という点から、専門家の意見を聞きながら点検評価をする必要があるということだと思います。そこで、この地教行法に掲げられている点検及び評価を行うにあたっては教育に関して学識経験を有する者の知見を活用するとあると思います。そういう意味では、まず点検評価を行うに際してその手法等に関して意見をもらいながら、点検評価を行い、その点検評価結果に対して、そのまま議会に対して報告すればいいと思うのですが、総合計画等推進委員会を介在する必要があるのならば、議会報告の前か後に総合計画等推進委員会の意見を頂き、翌年度以降の教育施策に反映させるという手順の方が、実効性があるものだと思います。本日の資料の16ページを見ますと、紫の部分の枠組みの点検評価というところが、学識経験者の手前で終わっています。地教行法の趣旨に鑑みますとその点検評価という枠内に教育に関する学識経験を有する者の知見の活用というものが含まれているのではないかと思います。別の言い方をしますと先に脇田教授の指導助言のもとで意見を伺いながら点検評価を行い、点検評価が出来上がりましたということで教育委員会が承認した上で、市全体の施策という高い見地から意見を頂くべく、この推進委員会に諮って我々が意見を頂く方が私は良いかと思います。結局推進委員会から意見を頂いてもそれを踏まえて書き換えや修正などはしていないのですよね。点検評価の妥当性、事業に関する改善点として意見を頂いた以上はそれを踏まえて手法の改善等を行わないといけないわけですからいかがなのでしょう。その辺昨年もこういう流れだったもので、再度意見を申し上げたのですが、もしお答えできるのであれば頂きたいと思います。

【教育政策課長】以前からの経緯も含めましてお答えしますと、点検評価についての総合計画等推進委員会を活用したのは、平成29年からです。それ以前は教育評価委員会を教育委員会の方で設置しておりましたが、同様の行政評価を総合計画等推進委員会の方がしておりましたので、そちらで内部評価に対する評価、点検をして頂くように切り替えたところでした。それを踏まえて私どもが評価結果と対応方針を事務局の方で作り、それに対して脇田教授から教育に関する知見を有する方からのご意見を頂いて、報告書の終わりに付けており、流れとしましては、事務局で作りました評価結果や対応方針を原則とし、脇田教授から頂いた意見も踏まえたうえで取り組んでいくというところにはしているつもりです。委員がおっしゃるように先に意見を頂ければ、それも対応方針に入れられるのではないかと思います。現時点では、運用的にはそのような運用をしております。

【石丸委員】私の勝手な解釈かもしれないですけども、教育に関する学識経験を有する者の意見というのは、教育施策そのものに対しての意見というよりは、点検評価の手法つまり点検評価を行うにあたってのこういう評価をしたらどうかとか、こういう手法でアプローチしたらどうかという意見を頂くものであって、施策そのものに意見を頂くというのが趣旨ではないと思います。一方で施策そのものの事業の意見を頂かないといけないので、そのようなところは、この総合計画等推進委員会にお願いすると多方面からの幅広いいろんな見地からご意見が頂けるので有意義ではないかと思います。そういう順序性というものに少し検討すべきところがあるのではないかと思ったので意見を申し上げました。

【教育政策課長】ありがとうございます。委員の意見も踏まえまして、来年度以降検討して参りたいと思います。

【高宮教育長】その他にご質問はございませんでしょうか。宮司委員。

【宮司委員】2点お尋ねさせてください。1つ目は委員名簿ですが、この所属団体と書いてある中に、市民代表等によって構成されるとありますが、その市民代表というのは別でいらっしゃるのですが、それとも所属団体の全体が市民代表ということですか。

【教育政策課長】すみません。委嘱したのが教育委員会ではないので、詳細は分かりかねますが、知識経験を有する者、市民代表も含めてこの10人の中に両方の方がいらっしゃるということだと思います。

【宮司委員】2点目ですが、11ページ(1)の①、内部評価結果や市民アンケートをもとに内部評価の妥当性を検証すると書いてありますが、市民アンケートというのは、どのようにしてお願いしたのか、また、その市民アンケートの結果がもしあれば教えて頂きたいと思います。

【教育政策課長】市民アンケートの結果は今ないので、毎年経営企画課が市民の中から無作為で抽出して市民アンケートを行っております。市の行政全般に関していろんな項目で毎年行っているもので、その中に教育に関するものも含まれています。

【宮司委員】そうなんですね。どのくらいの人が回答してくれるのですか。

【教育政策課政策係長】昨年度から人数を減らしてしまっていて、1500人の人に送って4割くらいの約600人が回答してくれていて、返信して下さる方は基本的に全ての項目について、記入や丸を付けて下さっております。

【宮司委員】ありがとうございます。

【高宮教育長】それでは他に何かご質問、ご意見はございませんか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】議案第25号についてご承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第25号は承認されました。

7 報告

【教育子ども部】

<子ども育成課>

- 1 宗像市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の一部改正について
- 2 イングリッシュ・キャンプ2019について

<学校管理課>

- 1 空調設備運用基準について

<図書課>

- 1 夏休みおはなし会
- 2 「まわし読み新聞」講座

<教育政策課>

- 1 全体研修会・教育講演会事業報告
- 2 小中一貫教育推進校研究発表会について
- 3 市町村教育委員会研究協議会（第2ブロック）について
- 4 福岡県市町村教育委員会教育委員研修会について
- 5 9月学校の日について
- 6 行政報告
- 7 後援報告

8 イベント周知

<図書課>

- 1 ストーリーテリング講座

【高宮教育長】 次回開催予定日は、定例教育委員会が令和元年10月23日水曜日の午後1時から304会議室にて開催します。

令和 元 年 10 月 23 日

高宮史郎

釜瀬 計